

第2編 各論

第1章 地域における高齢者の支援体制の整備

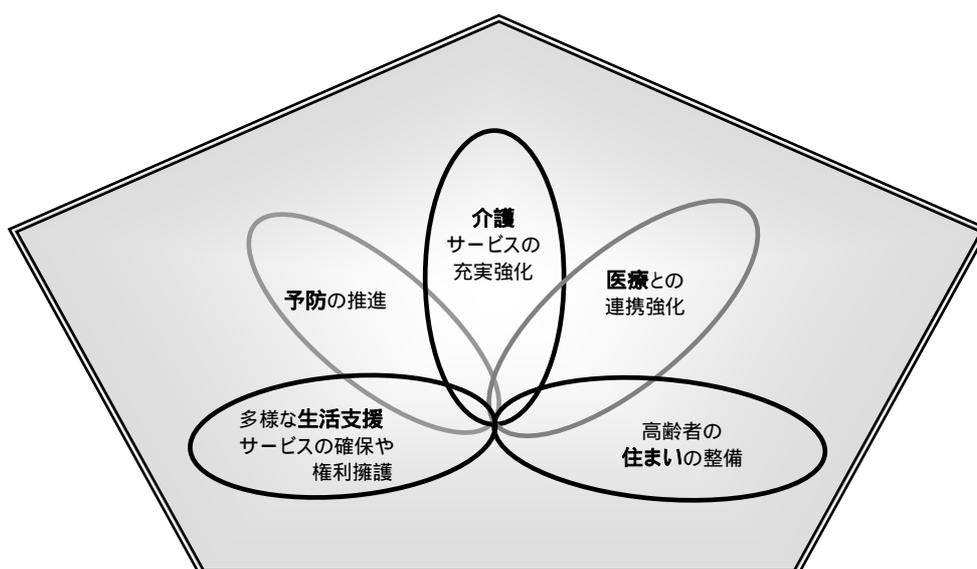
現状と課題

今回の介護保険制度改正の大きなポイントの一つに、高齢者が、介護または医療が必要になっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活できるようにするために、“介護”、“医療”、“予防”、“住まい”、“生活支援”を一体的に提供していく『地域包括ケア』を推進していくことが挙げられます。

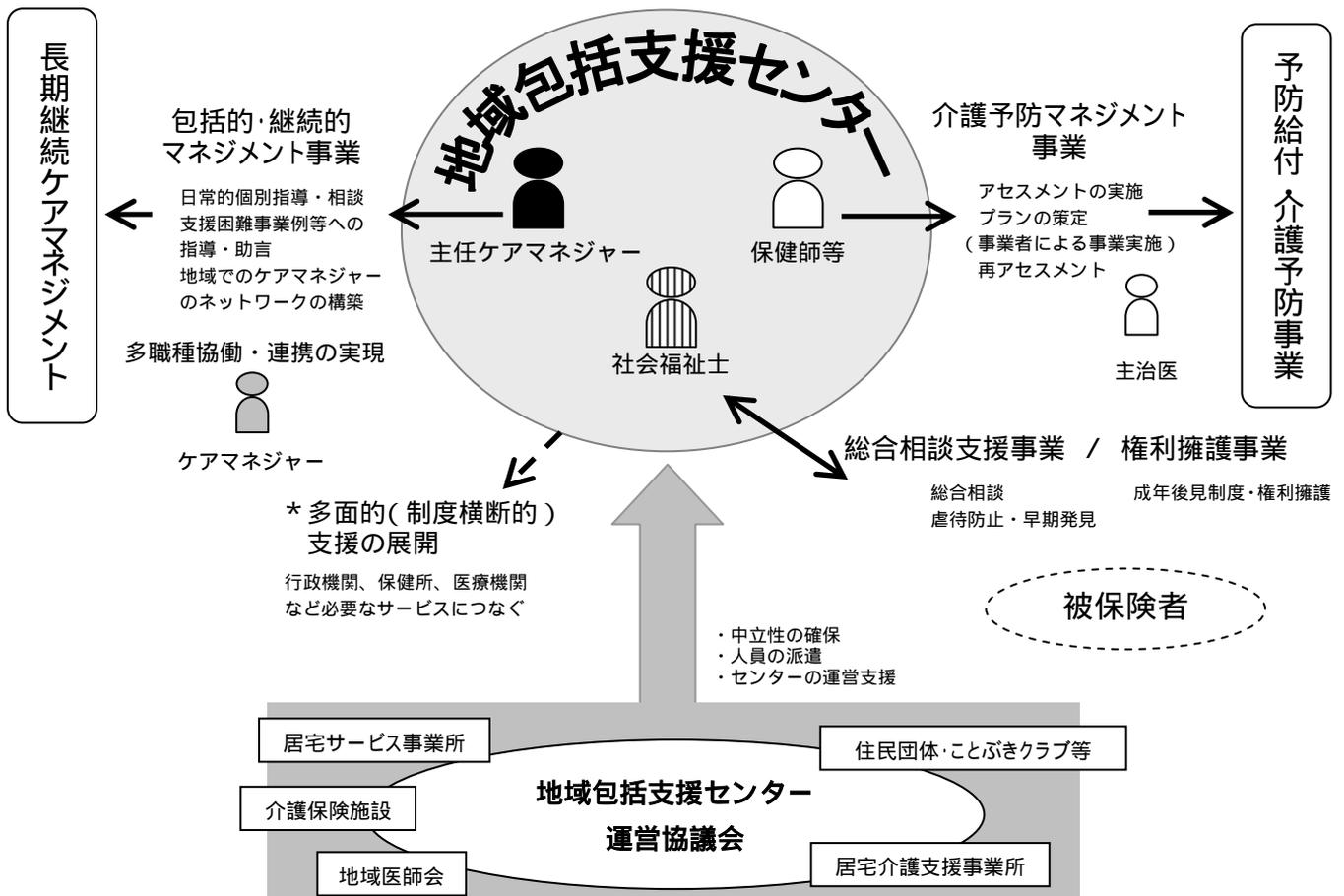
今回、国が提唱する『地域包括ケアシステム』の各種サービスの調整ととりまとめ役をして位置づけられている機関が地域包括支援センターで、本市では、地域包括支援センターの設置が義務づけられ、平成19年度から、市直営で運用しており、「介護予防事業マネジメント」、「介護保険外のサービスを含む、高齢者や介護家族に対する総合的な相談・支援」、「高齢者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業」、「支援困難ケースへの対応など介護支援専門員への支援(包括的・継続的マネジメント)」の4つの機能を担っています。

現在、市民や福祉や介護関係者に周知されつつあり、相談件数は増加していますが、高齢者の増加に伴い、相談内容も複雑・多様化してきています。今後も地域の様々な社会資源を活用し、継続的かつ包括的なケアが行われる体制のさらなる充実が求められます。

【日常生活圏域における地域包括ケアの「5つの視点」】



【地域包括支援センターの業務】



重点施策

- 1 地域包括支援センターの充実
- 2 地域包括ケア体制の整備
- 3 権利擁護と成年後見制度の推進
- 4 情報提供の充実
- 5 介護者支援の充実

施策の方向

1 地域包括支援センターの充実

地域包括支援センターの機能を強化し、多様化かつ増加する高齢者のニーズに、有効で適切な対応を図れるよう、地域における相談・支援・介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメント、権利擁護事業を総括的に、公正・中立の立場から運営を図ります。

介護保険制度の中核をなすケアマネジメントを担う介護支援専門員（ケアマネジャー）や地域包括支援センターの職員に対して、県や関係機関等が主催する研修の情報提供や参加要請を行い、さらなる質の向上を図ります。

（介護予防マネジメント事業）

介護予防事業の実施が必要な一人ひとりに応じたケアプランの作成と事業の実施、実施後の評価を行い、高齢者の自立保持につなげます。

（総合相談支援事業）

地域包括支援センターを中核として関係機関との情報交換や連携を図り、介護サービス利用に関する相談から、介護予防・高齢者の生活支援に関する相談等に対し、的確な対応が図れるよう、相談援助体制の機能強化を図ります。

広報紙等を利用し、相談窓口の周知を図り、利用しやすいよう配慮するとともに、プライバシーの保護に配慮した取り組みを推進します。

関係職員の資質の向上のため、研修会や会議等への積極的な参加を促進し、相談事業の充実に図ります。

サービス提供機関や専門相談機関等からなる総合相談支援業務に必要なネットワークを構築し、相談への初期対応と、課題を明確にした継続的、専門的相談を実施します。

（包括的・継続的マネジメント事業）

地域のケアマネジャーの日常的な業務の円滑な実施を支援するため、ケアマネジャー相互の情報交換等を行う場を設定するなど、ケアマネジャーのネットワークを構築します。

2 地域包括ケア体制の整備

高齢者に関する保健、医療、福祉サービスを効果的に実施するため、地域のあらゆる分野における関係機関・団体の連携強化を図ります。

3 権利擁護と成年後見制度の推進

判断能力に不安のある高齢者の権利や財産を守るため、成年後見制度及び日常生活自立支援事業等の普及・利用促進に努めます。

成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者の親族等に対して、成年後見制度の説明や申立てに当たっての関係機関の紹介などを行います。

4 情報提供の充実

保健福祉サービス等の積極的な利用を図るため、介護保険や福祉サービスに関する情報を、「広報ちゅうおう」、「社協だより」、「地域包括支援センターだより」等へ掲載していきます。インターネットの普及状況を勘案し、インターネットホームページによる情報提供や広報・啓発を進めるとともに、幅広い年齢層に対応する広報となるよう、多様な媒体の利用についても検討します。

民生委員や保健委員等による情報の提供や広報活動を実施していくとともに、保健・医療・福祉等の関係機関の連携を強化し、最新の情報が提供できる体制づくりに努めます。

5 介護者支援の充実

高齢者が在宅での生活を続けることができるよう、介護家族相談会や介護者交流会など、介護家族への支援事業を展開していきます。

サービス・事業の展開

介護予防ケアマネジメント事業

事業内容

介護予防事業の二次予防事業対象者に対して、特に支援が必要な場合、介護予防ケアプランを作成します。

総合相談支援事業

事業内容

住み慣れた地域で、安心して生活が継続できるよう関係機関とのネットワークを構築し、高齢者の心身の状況に合わせたサービス等の利用について総合的に相談支援を行います。

権利擁護事業

事業内容

高齢者虐待への迅速かつ適切な対応を行います。

包括的継続的マネジメント事業

事業内容

住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、介護支援専門員、主治医、地域関係機関等の連携を通して、個々の高齢者の状況に応じて、包括的・継続的支援を行えるよう連携体制の構築を図ります。

家族介護支援事業【地域支援事業：任意事業】

事業内容

家族介護者の負担軽減とリフレッシュのために、相談会や交流事業を行い、身体的、精神的負担の軽減を図ります。

家族介護用品支給事業【地域支援事業：任意事業】

事業内容

要介護4以上と認定された人を在宅で介護している介護者に対して、おむつやその他の介護用品を支給します。

成年後見制度利用支援事業【地域支援事業：任意事業】

事業内容

成年後見制度の利用に係わる申し立てに要する費用を助成します。